

2026/09/02 (予定) 改正

加入者保険料率の改定に対応

Ver.260902

私学共済の加入者保険料率が、令和 8 年 9 月分（同年10月納付分）から改定されます。

- 適用年月
令和 8 年 9 月
- 加入者保険料率
(単位：百分率)

	改定前	改定後
加入者保険料率 (被保険者・事業主負担分)	17.097 (8.5485 ずつ)	17.451 (8.7255 ずつ)

補足

甲種・丙種ともに同一の加入者保険料率が適用されます。

上記に伴い、『給与奉行クラウド[私立学校編]』でも加入者保険料率が自動更新されます。

- 徴収開始月（改定後の加入者保険料で徴収を開始する月）
徴収方法をもとに自動的に判定されます。徴収開始月よりも前の給与処理月では、改定前の加入者保険料で徴収されます。

徴収方法	徴収開始月
前月分を徴収	10月分給与
当月分を徴収	9月分給与
翌月分を徴収	8月分給与

補足

- 複数の給与体系を使用している場合は、[\[給与体系\]メニュー](#)の徴収方法の設定にしたいがいます。
- 掛金率を乗じた際に生じた端数は、[端数処理方法](#)にしたいがいます。

- 新しい社会保険料を一覧で確認する方法
詳細は、目的から探す「[新しい社会保険料を一覧で確認する](#)」をご参照ください。

対応メニュー

[法人情報 - 社会保険 - 共済学校区分] メニュー

内容については、変更または次回以降へ延期する場合があります。